

「舗装を剥がさずに橋梁床版の劣化状況を把握する技術」に関する公募

1. 公募の目的

i-Construction 推進コンソーシアム技術開発・導入WGでは、最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携の促進等の取り組みを行ってきました。今後、民間企業等が有する優れた技術を活用するためには、国土交通省の現場において技術的な検証を実施し、技術の活用可能性について正確に把握する必要があります。このため、国土交通省では、下記、公募技術の現場試行に関する公募を行います。

なお、下記公募技術は、(2) 公募技術の試行条件等を兼ね備えている株式会社富士ピー・エスにおいて現場試行することを予定していますが、本公募は、上記以外の者で3. 応募資格等を満足し、公募技術による現場試行を希望する者の有無を確認するために実施するものです。

2. 公募技術

(1) 対象技術：舗装を剥がさずに橋梁床版の劣化状況を把握する技術

○橋梁床版において、舗装を剥がさずに非破壊で橋梁床版の状況を計測し、空隙や土砂化等の劣化の有無等を画像化して把握する技術。

(2) 応募技術の試行条件等

○橋梁床版において、舗装を剥がさずに非破壊で橋梁床版の状況を計測し、空隙や土砂化等の劣化の有無等を画像化して把握し、既往調査結果や実際の床版の状況（床版面を目視等で確認できる場合）と対比ができる資料等の提出が可能であること。

○床版劣化の状況については、床版の異状（土砂化、舗装面の浮き）等の把握が行えるものとする。

○計測については、データ処理等により画像化を行い視覚的に床版の状況を把握できるものとする。

○対象とする橋梁は、鋼単純合成床版橋（L=28m）で舗装厚8cm、均しコンクリート0～9cm、床版厚26cmを予定している。

○現道上の調査で交通規制を実施することから実施時期や時間に制限がある。

○実施時期は8月上旬～8月中旬を予定している。

○試行箇所については、北海道夕張郡由仁町三川地区を予定している。

1) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（評価会議、事務局等）に対して応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。

3) 選定された応募技術について技術内容および試験結果データ等を公表するので、こ

れに対して問題が生じないこと。

4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

5) 「3. 応募資格等」を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとします。

- ・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- ・ 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。なお、行政機関(※1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができる。

※1: 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- ・ 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること並びに、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とします。
- 2) 応募する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として i-Construction 推進コンソーシアムのホームページ等で公表します。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料を参考に作成し、提出方法はE-mailとし、5MBを超える場合は、電子媒体(CD-R)または紙とし、郵送により提出するものとします。

(2) 提出(郵送)先

〒060-8511

北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 技術管理課 企画係 宛

TEL : 011-709-2311 (内線 5658) FAX : 011-708-4532

E-mail : hkd-ky-icon_sup@ml.mlit.go.jp

5. 公募期間

期間は平成30年7月12日(木)～平成30年7月24日(火) (当日消印有効)

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知します。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

(2) 選定の視点

応募資料に基づき、総合的に技術の選定を行います。

- 1) 現場実装への適用性があること。
- 2) 現場実装へ適用した場合の安全性に問題がないこと。
- 3) 現場実装へ適用した場合、一定の効果が期待可能なこと。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知します。申請する共同開発者には選定結果の通知は行いません。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は、i-Construction コンソーシアムのホームページ等で公表します。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出、ヒアリング、実証現場での計測、解析等の現場実証に要する費用は、応募者の負担とします。

10. その他

- (1) 応募資料は、技術の選定以外に無断で使用することはありません。
- (2) 応募資料は返却いたしません。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり、受け付けます。
 - 1) 受付方法はE-mail（様式自由）にて受け付けます。
E-mail : hkd-ky-icon_sup@ml.mlit.go.jp
 - 2) 期間は平成30年7月12日（木）～平成30年7月24日（火）
（土・日・休日を除く平日の9:00～17:00までとします。ただし12:00～13:00は除く）